

旭市公告第 32 号

旭市学校給食センター調理業務委託について、公募型プロポーザル（企画提案）方式により受注候補者の特定を行うため参加者を募集する。

令和 6 年 1 0 月 1 日

旭市長 米本 弥一郎



1 業務概要

(1) 業 務 名 旭市学校給食センター調理業務委託

(2) 業務内容

学校給食に関する法令等で定められた栄養基準や衛生基準を確保し、安全でおいしい給食を提供するため、教育の一環として学校給食の意義を理解し、民間事業者の経験や知識に基づく高い技術力や企画力、指導力を活かし、旭市学校給食のさらなる質の向上を目指すことのできる事業者、旭市第一学校給食センター及び旭市第二学校給食センターの調理業務を委託するもので、内容の詳細は旭市学校給食センター調理業務委託仕様書による。

(3) 予 算 額

業務に要する予算の上限額は、次のとおりとする。

5 8 5, 0 9 0 千円（消費税及び地方消費税を含む） ※ 3 年間分総額

(4) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）ただし、発注者において、予算の成立を条件とする。なお、次年度以降に予算の減額または削除等の場合は、契約の変更または解除がありえるものとする。

なお、入札金額の算定においては、期間中の最低賃金・物価上昇率等の推移や「経済財政運営と改革の基本方針」を踏まえた適切な金額を算定すること。

2 参加資格

(1) 資格要件

ア 旭市競争入札参加業者参加名簿（委託）に、業種（中分類）「医療・医事・給食」で登録されていること。

イ 法人格を有し、本業務委託を円滑に遂行できるよう安定的かつ健全な財政能力を有していること。

ウ 1 日 5, 0 0 0 食以上でアレルギー対応可能な調理を実施している学校給食調理施設又は病院等の大量調理施設での受注実績を有し、かつ現在も同様の施設で調理等業務契約を締結していること。

エ 実施要領等に関する説明会に出席できる者であること。

(2) 応募事業者の制限

次に該当する者は、参加事業者となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者。

イ 旭市の指名停止措置を受けている者。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。

エ 最近1年間の法人税、消費税及び市町村税を滞納している者。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者。

3 提案書の提出者を選考するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 本件業務と同種の業務を行った実績
- (2) 調理業務従事者の的確な人員配置及び衛生管理体制
- (3) 調理業務従事者に対しての指導及び研修
- (4) 見積り金額の妥当性

5 手続等

(1) 担当課

〒289-2604 千葉県旭市高生 96 番地

旭市教育委員会教育総務課給食班（旭市第二学校給食センター）

T E L 0479-55-2246

F A X 0479-55-6155

電子メール kyusyoku-dai2@city.asahi.lg.jp

(2) 募集要項等の交付期間及び方法

ア 交付期間 公告日から令和6年11月8日(金)まで

イ 交付方法 旭市ホームページよりダウンロード

旭市ホームページ <http://www.city.asahi.lg.jp>

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和6年11月8日(金) 午後5時（必着）

イ 提出場所 5-(1)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）

(4) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和6年11月8日(金) 午後5時（必着）

イ 提出場所 5-(1)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）

6 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5-(1)に同じ

(3) 詳細は旭市学校給食センター調理業務委託実施要領による